

さつま町訪問介護事業所運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さつま町社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下、「指定介護事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、介護保険法の理念に基づき次の援助を行う。

(1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 さつま町訪問介護事業所

(2) 所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2 1 1 7番地1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人さつま町社会福祉協議会とする。

(職員の職種、人員及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(ア) 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(イ) 他の業務と兼務しても差し支えない。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士等 1名以上

(ア) 事業所に対する指定介護事業等の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 介護福祉士 訪問介護員研修修了者等 1名以上

(ア) 訪問介護員等は、指定介護事業等の提供に当たる。

(4) 事務職員 若干名

(ア) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 前各号の規程にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、個別に相談に応じ、可能な範囲で対応するものとする。

(訪問介護の内容)

第7条 指定介護事業等の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

(利用料、その他の経費)

第8条 指定介護事業等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護事業等が法定代理サービスであるときは、介護報酬告示上の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、さつま町の区域とする。

(秘密保持)

第10条 事業所の訪問介護員等及び他の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する秘密保持については、職員の身分を失った後においても同様とする。

(訪問介護計画の作成)

第11条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、同意を得るものとする。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付するものとする。

- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、提供した指定介護事業等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
 - 3 提供した指定介護事業等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問、照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。
 - 4 市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
 - 5 提供した指定介護事業等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

- 第13条 訪問介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医又は協力医療機関並びに居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問介護の提供中に生じた事故については、町行政主幹課及び居宅介護支援事業所に連絡し、必要な措置を講じるとともに賠償すべき事故に対しては、事業所加入の賠償保険によりその範囲内において賠償するものとする。
 - 3 訪問介護の提供中に、天災その他災害等が発生した場合、訪問介護員は利用者の避難誘導等適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ

て利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(記録の整備)

第15条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定居宅支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 提供した訪問介護の具体的内容に関する記録
- (3) 町への通知に関する記録
- (4) 相談、苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置に関する記録

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備をする。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第19条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第20条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメントの防止に関する事項)

第21条 事業所は、訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の他、運営に関し必要な事項は社会福祉法人さつま町社会福祉協議会定款、諸規程の定めに基づくものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

平成18年4月1日一部改正

附 則

平成19年4月1日一部改正

附 則

平成19年12月1日一部改正

附 則

平成20年6月1日一部改正

附 則

平成23年1月1日一部改正

附 則

平成25年9月1日一部改正

附 則

平成29年1月27日一部改正

附 則

平成31年4月1日一部改正

附 則

令和5年1月1日一部改正

附 則

令和6年1月1日一部改正

附 則

令和6年4月1日一部改正

附 則
令和 7 年 1 月 1 日一部改正